

別表1 秋田牛増頭

品目	助成内容	事業採択基準等
1 繁殖雌牛導入	<p>肉用牛の生産拡大のため繁殖雌牛を増頭した場合に奨励金を交付する。</p> <p>(1) 助成対象 繁殖雌牛（外部導入、自家保留）</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 国事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）） 国事業の要件に該当する場合は必ず要望・申請すること。</p> <p>4 奨励金の交付対象者 原則として、事業実施前年の1月1日から12月31日の間に満9ヶ月齢以上の繁殖雌牛を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表7に定める繁殖雌牛の事故等により繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められる者、又は事業実施年の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者はこの限りとししない。</p> <p>5 奨励金の対象となる繁殖用雌牛 (1) 奨励金の交付対象とする頭数は、イの期末頭数からアの期首頭数を差し引いた頭数とする。 ア 期首頭数 事業実施前年度の1月1日現在における満9ヶ月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。 イ 期末頭数 事業実施年度の12月31日現在における満9ヶ月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。 (2) (1)の期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げるアからエの全ての要件を満たすものとする。 ア 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種であること。 イ 事業実施年度の12月31日現在での月齢が9ヶ月齢以上であること。 ウ 導入時点での月齢が、外部導入においては満72ヶ月齢未満、自家保留においては満14ヶ月齢未満であること。</p> <p>6 繁殖雌牛台帳の作成・整備（様式6-1） 事業実施主体は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号等で飼養頭数を確認する繁殖雌牛台帳を作成し、これを保管すること。</p>
2 肥育素牛導入	肥育団地を整備した生産者の経営の早期安定を図るため肥育素	1 事業実施主体

	<p>牛の導入に対して助成する。</p> <p>(1) 助成対象 肥育素牛</p>	<p>認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 補助金の交付対象者 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）で肥育団地を整備したもの。</p> <p>4 導入する肥育素牛は次のとおりとする。 (1) 肥育仕向けとするため、当該年度中に家畜市場から購入した黒毛和種子牛とする。 (2) 本事業により導入した肥育素牛は、善良なる管理の下で飼育し、概ね20ヶ月間の肥育後、原則「秋田牛」として出荷すること。</p> <p>5 肥育素牛導入台帳の作成・整備（様式6-2） 事業実施主体は、肥育素牛の導入について、台帳を作成し、これを保管すること。</p> <p>6 その他 肉用牛肥育経営維持拡大対策事業の対象としている預託牛については、本事業の対象としない。</p>
<p>3 施設整備</p>	<p>肉用牛の生産拡大に要する施設整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象</p> <p>1 飼養管理施設 畜舎（繁殖牛舎、育成舎、肥育牛舎）</p> <p>2 付帯機械（飼養管理施設整備時に限る） 扇風機（据付型）、バークリーナー、消毒用機器等</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 肉用牛の飼養管理施設については、本要領の要件を満たすことを前提として、既存飼養管理施設の増改築による事業ができるものとする。</p> <p>4 肉用牛の生産拡大に要する飼養管理施設の補助上限額については次のとおりとする。 畜舎 10,000千円以内 かつ施設本体13千円/㎡以内 (付帯設備1/3以内)</p> <p>5 飼養管理施設の整備に関する知事特認 飼養管理施設の整備について、補助上限額が10,000千円を超えるものは原則として畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）へ誘導を行うが、特別な理由等により知事が畜産クラスター事業への誘導が難しいと判断した場合に限り補助上限額10,000千円を超えて補助できるものとする。</p>

		<p>6 過度に大きな施設整備となることを避けるため畜舎面積の基準は次のとおりとする。</p> <p>繁殖牛舎 12.0 ～ 16.0㎡／繁殖雌牛1頭当たり ※通路等を含む</p> <p>育成舎 2.4 ～ 3.9㎡／育成牛1頭当たり</p> <p>肥育牛舎 5.5 ～ 6.1㎡／肥育牛1頭当たり</p> <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の利用を検討するよう促すこと。 ・事業実施主体や設計士に対し、県産材利用促進の理解醸成を図ること。
--	--	--

別表2 スマート農業推進

1 スマート農業機械	<p>ICT導入による省力化や効率化、生産性・収益性の向上を図る機械の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象 分娩・発情監視システム、ほ乳ロボット、自動給餌器、行動モニタリング装置、ICT放牧牛管理システム等</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 公共牧場を有する市町村及び管理運営主体（ICT放牧牛管理システムに限る。）</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 原則として「秋田県スマート農業導入指針」に基づき確認すること。</p> <p>4 スマート農業機械の整備に要する補助上限額については次のとおりとする。 10,000千円以内</p>
------------	---	--

別表3 泌乳能力向上

1 乳用牛	<p>乳用牛の生産拡大のため、乳用初妊牛を増頭した場合に奨励金を交付する。</p> <p>(1) 助成対象 乳用初妊牛</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 国事業（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）） 国事業の要件に該当する場合は必ず要望・申請すること。ただし、令和5年度の事業参加者はこの限りとししない。</p> <p>4 奨励金の交付対象者 原則として、事業実施前年の1月1日から12月31日の間に24ヶ月齢以上の乳用雌牛飼養頭数を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、</p>
-------	---	---

		<p>別表 8 に定める乳用牛の事故等により乳用雌牛頭数を維持できないことがやむを得ないと認められる者、又は事業実施年の前年に乳用牛を飼養していない者であって、新たに乳用牛の飼養を開始する者はこの限りとししない。</p> <p>5 奨励金の対象となる乳用初妊牛</p> <p>(1) 奨励金の交付対象とする頭数は、イの期末頭数からアの期首頭数を差し引いた頭数とする。</p> <p>ア 期首頭数 事業実施前年度の1月1日現在における24ヶ月齢以上の乳用雌牛飼養頭数とする。</p> <p>イ 期末頭数 事業実施年度の12月31日現在における24ヶ月齢以上の乳用雌牛飼養頭数とする。</p> <p>(2) (1)の期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げるアからウの全ての要件を満たすものとする。</p> <p>ア 生乳生産を目的に飼養されているホルスタイン種又はジャージー種であること。</p> <p>イ 初妊牛であること。</p> <p>ウ 当該初妊牛の母親の乳量（305日乳量、成牛換算）が以下の基準であることが確認できること。</p> <p>・ホルスタイン種：10,000kg以上 ・ジャージー種：6,000kg以上</p> <p>6 乳用雌牛台帳の作成・整備（様式6-1）</p> <p>事業実施主体は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号等で飼養頭数を確認する乳用雌牛台帳を作成し、これを保管すること。</p>
--	--	--

別表 4 比内地鶏生産拡大

<p>1 比内地鶏</p>	<p>比内地鶏（素雛を含む）の生産に要する施設・附帯資材・機械等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象</p> <p>1 飼養管理施設 鶏舎（パイプハウスの補強資材を含む）</p> <p>2 附帯資材（飼養管理施設時に限る） 給水器、給餌器、初生雛用ヒーター、防鳥ネット等</p> <p>3 機械 除雪機（ロータリー式に限る）</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 比内地鶏（素雛を含む）の生産に取り組む場合は次のとおりとする。</p> <p>(1) 比内地鶏の生産</p> <p>ア 新規に飼養を開始する場合、年間概ね2,000羽（1,000羽×2回転）以上の出荷をする計画施設の整備とする。</p> <p>イ 飼養規模を拡大する場合、年間概ね6,000羽（3,000羽×2回転）以上の出荷をする計画施設の整備とする。</p> <p>ウ 県の認証制度に係る生産・管理基準に適合し、施設が認定されている又</p>
---------------	---	---

		<p>は認定されることが確実なこと。</p> <p>(2) 比内地鶏素雛の生産 ア 県が必要と認め、県の認証制度に係る生産・管理基準に適合し、施設が認定されている又は認定されることが確実なこと。</p> <p>4 比内地鶏の生産拡大に要する飼養管理施設等の補助上限額については次のとおりとする。 10,000千円以内</p>
--	--	--

別表5 持続的な畜産推進

<p>1 自給飼料生産拡大</p>	<p>《自給飼料生産機械》 飼料増産に要する機械の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象 WCS専用収穫機、細断型ロールベラー、飼料用米破砕機、乾草調製機械、播種機、ラッピングマシーン等自給飼料の生産に係る機械</p> <p>《草地整備改良》 農家自身で行う牧草地の整備改良に必要な資材の経費を助成する。</p> <p>(1) 助成対象 除草剤、土壌改良材、種子等</p>	<p>1 事業実施主体 (1) 自給飼料生産機械 認定農業者（法人、10ha以上の飼料生産基盤を有する個人）、機械共同利用集団 (2) 草地整備改良 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 自給飼料生産拡大における機械整備及び草地整備改良に係る補助上限額については、次のとおりとする。 (1) 自給飼料生産機械 10,000千円以内 (2) 草地整備改良 20千円/10a</p> <p>4 自給飼料生産拡大における販売額の考え方 自給飼料の販売額は、生産された飼料を全量販売するものと見なし、地域で流通している同等の飼料の単価等を参考に推計するものとする。</p>
<p>2 耕畜連携</p>	<p>《堆肥散布用機械》 堆肥散布に要する機械の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象 マニュアルプレッダー、堆肥積込機、堆肥運搬機等</p> <p>《堆肥関連施設整備》 堆肥関連施設の整備、改修及び附帯機械の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象</p>	<p>1 事業実施主体 堆肥共同利用集団</p> <p>2 成果目標 事業実施後の堆肥の販売額が前年度実績より5%以上の増加又は堆肥の施用面積が前年度実績より20%以上増加すること。</p> <p>3 堆肥利用計画 事業実施にあたり、堆肥の利用計画を作成していること。</p> <p>4 耕畜連携における堆肥用散布機械及び堆肥舎整備に係る補助上限額について</p>

	<p>1 堆肥関連施設 堆肥舎（整備・補改修） 堆肥保管庫</p> <p>2 附帯機械（堆肥舎・堆肥保管庫整備時に限る） フロントローダー 袋詰め機 等</p>	<p>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)堆肥散布用機械 10,000千円以内</p> <p>(2)堆肥関連施設 堆肥舎・堆肥保管庫 新築 20千円/㎡ 補改修 2,000千円以内</p> <p>5 その他 堆肥舎を畜舎と一体的に整備する場合の事業実施主体及び成果目標は別表1 秋田牛増頭の3施設整備に準じる。</p>
--	--	---

別表6 新規就農者支援

品 目	助 成 内 容	事業採択基準等
1 新規就農者支援	<p>就農計画の達成に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1)助成対象</p> <p>1 肉用牛 繁殖用雌牛導入（外部導入、自家保留） 畜舎整備</p> <p>2 スマート農業機械</p> <p>3 乳用牛 乳用初妊牛導入</p> <p>4 比内地鶏 飼養管理施設 附帯資材 機械</p> <p>5 持続的な畜産推進 ア自給飼料生産拡大 自給飼料生産用機械 草地整備改良</p> <p>イ 耕畜連携 堆肥散布用機械 堆肥舎整備</p> <p>6 特養家畜 素畜導入 施設整備（畜舎・堆肥舎）</p> <p>7 その他、就農計画の実現に必要な機械・施設等</p>	<p>1 事業実施主体 認定就農者</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1/2以上増加すること。</p> <p>3 事業採択基準等 各メニューの別表1から6に準じる</p> <p>4 特養家畜 緬羊、山羊、家兔に限る</p>